

和泉市建設工事高度技術提案型総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の規定により、入札参加者から設計、施工及び維持管理に係る技術提案を募集し、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「高度技術提案型総合評価落札方式」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 高度技術提案型総合評価落札方式の対象工事は、制限付一般競争入札により契約を締結する工事のうち、設計及び施工又は設計、施工及び維持管理に係る民間事業者の技術提案を採用することにより、工事目的物の品質及び性能等の向上、施工及び維持管理に係るコストの縮減、工期の短縮等が期待できると認められる工事で、当該技術提案と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。

(評価方法)

第3条 高度技術提案型総合評価落札方式による評価の方法は、次の各号に定めるいずれかの方法で行うものとする。

- (1) 除算方式 標準点（100点）と入札参加者が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した評価点（以下「加算点」という。）の合計によって得られた技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除して得られた評価値をもって行う。加算点は、入札参加者の技術提案の意欲を高め、優良な技術提案による競争を促進する観点から、50点から70点までの範囲内で点数を設定するものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点}（100点） + \text{加算点}（50点 \sim 70点）$$

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

- (2) 加算方式 入札価格から算出した価格評価点と技術資料に基づき算出した技術評価点を合計して得られた評価値をもって行う。

$$\text{価格評価点} = 100 \times \text{最も金額が低い事業者の入札価格} / \text{入札価格}$$

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(事業者選定委員会の設置)

第4条 高度技術提案型総合評価落札方式の発注にあたっては、和泉市事業者選定委員会規則（平成24年和泉市規則第65号）又は和泉市教育委員会事業者選定委員会規則（平成24年和泉市教育委員会規則第5号）に基づき、事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

2 選定委員会の委員は、民間業者から提出される技術提案資料を十分に評価に反映させるため、やむを得ないと認められる場合を除き、学識経験を有する外部委員のみで構成するものとする。

3 施行令第167条の10の2第4項及び第5項に規定する学識経験を有する者の意見聴取は、選定委員会が担うものとする。

4 選定委員会の委員の人数は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2名以上としなければならない。

（落札者決定基準）

第5条 高度技術提案型総合評価落札方式に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）は、選定委員会が定めるものとする。なお、落札者決定基準は、技術評価点の評価内容、評価基準及び配点等を含むものとする。

（実施要領）

第6条 高度技術提案型総合評価落札方式の発注にあたっては、落札者決定基準等の詳細を定めた実施要領を作成するものとする。

2 実施要領には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）高度技術提案型総合評価落札方式を適用する理由
- （2）求める技術資料の内容及び提出期限
- （3）技術資料の評価項目及び評価基準
- （4）技術資料の要求要件及び欠格事項
- （5）採用された技術提案の内容に基づいて積算した価格をもって応札すること
- （6）落札者の決定基準及び決定方法
- （7）技術資料のヒアリングに関する事項
- （8）高度技術提案型総合評価落札方式での評価結果等が公表されること
- （9）技術提案等が達成されなかったときの取扱い
- （10）技術提案の責任の所在
- （11）予定価格に関する事項
- （12）その他必要と認める事項

（技術提案を求める範囲）

第7条 技術提案を求める範囲は、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から工事特性に応じて定めることとし、技術提案を求める範囲は実施要領等に明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則として技術提案の範囲に含めないものとする。

- （1）工期の延長が不可避である提案
- （2）ライフサイクルコストが増大すると予想される提案

- (3) 関連工事・周辺工事に許容できない影響を与えると予想される提案
- (4) 騒音・振動等、周辺環境へ許容できない影響を与えると予想される提案
(責任の所在)

第8条 本市が技術提案を適正と認め採用した場合においても、技術提案を行った契約の相手方の責任が軽減されるものではない旨を実施要領に記載するものとする。
(技術提案等の審査及び評定)

第9条 選定委員会は、入札参加者から提示された技術提案について、施工の確実性、安全性、経済性等を考慮して審査を行うものとする。

2 選定委員会は、入札公告及び実施要領（以下「入札公告等」という。）において掲げた技術資料の評価基準に基づき、技術資料の評定を実施し、技術評価点を算出するものとする。

3 選定委員会は、必要に応じて入札参加者に対し個別にヒアリングを行うことができる。なお、ヒアリングを実施する際は、入札参加者の間で不公平が生じないように、全者へのヒアリングを同日に実施し、かつ、入札参加者の情報が漏えいしないよう十分に配慮した上で実施しなければならない。

(郵便入札の実施)

第10条 高度技術提案型総合評価落札方式の入札執行は郵便入札とし、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱（平成19年8月21日制定）に基づき実施するものとする。

(落札者の決定)

第11条 高度技術提案型総合評価落札方式の落札者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
 - (2) 入札者が提出した技術資料が、実施要領で定める欠格事項のいずれにも該当していないこと。
- 2 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、和泉市くじによる落札者の決定手続の特例に関する事務処理要領（平成29年5月16日制定）に基づき、回転式抽選機によるくじで落札者を決定するものとする。

3 前2項の場合において、落札者の決定について学識経験を有する者から異議が出た場合には、選定委員会の審議に付して、落札者を決定するものとする。

(評価結果等の公表)

第12条 高度技術提案型総合評価落札方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札者の評価結果

(技術提案等が達成されなかったときの対応等)

第13条 落札者の技術資料等に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除又は和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年4月28日制定）の規定に基づき指名停止措置を講じることができるものとする。

2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

3 前項の場合、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則（令和5年5月19日）

この要綱は、令達の日から施行する。

附 則（令和5年10月20日）

この要綱は、令達の日から施行する。